

会 議 録

| | |
|--------|--|
| 会議名 | 平成19年度第1回宇都宮市廃棄物減量等推進審議会 |
| 開催日時 | 平成19年8月22日(水) 午後2時30分から4時20分 |
| 開催場所 | 宇都宮市役所 14A会議室 |
| 出席者 | <p>【委員】 阿久津均, 大貫隆久, 菊地公史, 工藤正志, 五月女伸夫, 佐々木和也, 金枝右子, 佐々木英明, 寺内典子, 結城笑子, 入江操, 渡部修三, 椎名雅彦, 若月章男, 柏崎一三</p> <p>【事務局】 小平宇都宮市環境部長, 他26名</p> |
| 公開・非公開 | 公開 |
| 傍聴者数 | なし(下野新聞: 1名) |
| 議題 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 仮議長選出 2. 会長選出, 職務代理者指名 3. 報告事項 事業系ごみのごみステーション排出禁止後の状況報告について <p style="text-align: center;">審議事項</p> <p style="text-align: center;">(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例の制定について 一般廃棄物処理手数料の改定について</p> |
| 会議結果 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 佐々木英明委員を仮議長に選出 2. 互選により大貫隆久委員を会長に選出 また, 佐々木英明委員を大貫会長が職務代理者に指名 3. 資料に基づき事務局から報告(質疑応答) |

報告事項

事業系ごみのごみステーション排出禁止後の状況報告について事務局から説明

発言要旨

事業系ごみのごみステーション排出禁止後の状況報告について

| | |
|------|---|
| 工藤委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみステーションの状況写真について、きれいになる以前の写真もつけたほうが良いのではないかと。 ・ 焼却ごみ搬入実績のグラフについて、資源物についても同様のグラフを載せたほうが良いのではないかと。 ・ 説明の中で、事業所のごみ処理状況調査のとりまとめをしているとあったが、いつ頃報告するのか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況写真については、以前の資料がないため掲載できなかった。 ・ 資源物の数値については、行政収集のほかに民間ルートに回ったものもあるため、確実なデータをあらわすことは困難である。 ・ 事業所のごみ処理状況調査のとりまとめは、来月半ばにはまとまるので、その後報告する。 |

審議事項

(仮称)ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例の制定について事務局から説明

発言要旨

(仮称)ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例の制定について

| | |
|------------------|--|
| 佐々木 (英) 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページ3行目では、「安全・安心の視点から」と書いてあるが、(6)の路上喫煙の項目のなかでは、「安心・安全」と使っている。順番について統一したほうが良いのではないかと。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」に基づき、「安全・安心」として統一したい。 |
| 佐々木 (和) 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4つのファクターについて、それぞれに数値が出ているが、このデータや苦情を宇都宮市の空間と重ね合わせた資料はあるか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄については、不法投棄地点をプロットしたものはある。 |
| 佐々木 (和) 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 単純に件数を減らそうとするのではなく、地理的・環境的条件などの周辺環境の特徴を踏まえたデータをつくり、分析することを希望する。 ・ 4ページの「(1)条例の目指すもの」の中で、「周囲の人々を思いやる心を持ち」というくだりがあるが、「思いやる」という上下関係を連想させる表現ではなく、「思い合う」という表現にするのはどうか。 |

| | |
|----------|---|
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおりである。参考にさせていただく。 |
| 結城委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の外に出ている庭木を所有者が伐採せず、近隣住民が迷惑している。今後は、市に相談すればよいのだろうか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 私有地については、現在、所有権等の問題から任意且つ個別的な指導にとどまっている。今回の条例が制定されれば、法的な根拠ができるため市としても対応しやすくなる。 |
| 阿久津委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い犬の糞害についての記述はあるが、鳥の糞害についてはどのように考えているのか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 街を汚す原因は様々ある。それらを何処まで含めるかの問題はあるが、今回の条例制定にあたっては、市民が不快に感じる「ごみ問題」をベースに、これまで様々な対策を講じてきたが依然顕在化していることや市民の関心が高いこと、さらには、既存の法令等では指導等が困難であり、指導根拠を明確化する必要があるものとした。 ・ 鳥の糞については、所有者の管理において対応していただくものとする。 |
| 佐々木(和)委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 野鳥などについては、規制が難しいであろう。また鳥に関しては、癒しの存在になることもあれば、そうでないときもある。アメリカでは、プランテーションの農園に様々な木を置いて渡り鳥を保護する取組をしている。利害関連での対策は難しいため、公園の植栽を工夫して、野鳥と共存する視点が大切なのではないかと考える。 |
| 大貫会長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥害については、別の観点からも考える必要があるだろう。 ・ 今回は、この4つのファクターを中心として審議することとする。 |
| 佐々木(和)委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページ「図1」のなかで、モラル低下についてがトップ項目として書いてあるが、喫煙率は低下しており、モラル・マナーの低下だけで議論するのはどうか。教育的な課題も含んだ問題であるように感じる。 ・ ポイ捨てに関しては、現在の環境がポイ捨てしやすい環境であると言える。缶やペットボトルなど持ち歩き・ポイ捨てしやすいものが多い。このような商品形態やライフスタイルを変えていく必要もあるのではないかと。コンビニエンスストアなどの、提供する事業者との連携も併せて考えていくべきではないか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会においては、教育的課題も含め多角的な視点でのご審議を賜りたい。 ・ 具体的にどのような条例とするかは、審議会のご意見を伺いながら創っていきたいと考えているが、事業者との連携については、事業者が、収納容器を販売所周辺で投棄されないように回収容器を設置するなど、事業者の責務を盛込むことも必要ではないかと考えている。 |

| | |
|------------------|--|
| 佐々木 (和) 委員 | <ul style="list-style-type: none"> 海外にはごみ箱はないが、まちはきれいである。これは街の中でお茶を楽しむカフェの文化があるため。宇都宮市も人は留まるが、ごみは増えないようなまちづくりを事業者と一体になって行っていく必要がある。 |
| 渡部委員 | <ul style="list-style-type: none"> 今まではファーストフード文化が根強かったが、これからはスローなまちづくりが必要。その中に「ごみのないきれいなまちづくり」があるのではないか。4つのファクターについても本来は注意し合えばよいものである。自治会などのコミュニティーがあればこのような条例は必要なくなる。 |
| 大貫会長 | <ul style="list-style-type: none"> 今現在、起きている問題についての対応が必要であろう。将来的には社会規範を通して、言われなくても守れるような公德心を持って文化の薫るまちにする必要があるだろう。それを踏まえてこれからも審議をしていく必要がある。 |
| 工藤委員 | <ul style="list-style-type: none"> 条例の名称について、全て「ひらがな」にしている根拠として、小学生にも分かるように考えたためと思ったが、内容は小学生の理解を超えたものである。また名称自体も長いので、覚えづらい。また、4つのファクターについては規範意識に訴えるだけでは難しいのではないか。罰則・強制力について審議する必要があるのではないか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> 「まち」の表記は漢字表記の「街」と考えたが、中心市街地を連想してしまうことから、より広い地域を示すためひらがな表記の「まち」とした。また、「きれいなまちづくり」には、市民協働が重要であることから「みんなでつくる」との文言を盛込んだために、長いネーミングになっている。なお、罰則等については、次回の審議会でご審議いただきたいと考えている。 |
| 大貫会長 | <ul style="list-style-type: none"> 「ごみ」についても、カナやひらがな、漢字での表記など様々だが、どの表記が正しいのか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、ごみの表記を「ひらがな」としているため、市としても「ひらがな」での表記で統一している。 |
| 部長 | <ul style="list-style-type: none"> 条例の名称については、あくまでも仮であり、名称も含めてご審議いただきたい。 条例に盛り込む事項は、今後の審議会でご審議いただくが、事業者との連携については、事業者が自動販売機周辺にごみ箱を設置することや条例の実効性を高めるための制裁措置については、今後の検討材料としていきたい。 |

審議事項

一般廃棄物処理手数料の改定について事務局から説明

| 発言要旨 | |
|-------------------|---|
| 一般廃棄物処理手数料の改定について | |
| 工藤委員 | <ul style="list-style-type: none"> 資料の2「現行料金と原価との比較について」と、3「見直し(案)について」はカッコ内の項目の番号をそろえて欲しい。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> 次回から踏まえたうえで作成したい。 |
| 佐々木 (和) 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ペット死体に関する解釈について、「(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例」のなかでは、動物愛護の観点やもったいないの精神性から進めていこうとあるが、これは整合性がとれているか。犬の登録件数も伸びており、今後もさらに増えると考えられる。そのなかで、受益者負担をさらに求めてもいいのではないか。 |
| 部長 | <ul style="list-style-type: none"> 「(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例」のなかでは、動物愛護という言い方をしているが、この審議のなかでは家庭ごみ扱いをしてしまっている。これについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のなかで家庭ごみとして位置づけられていることに起因しているため、ご理解いただきたい。 |
| 渡部委員 | <ul style="list-style-type: none"> 長く飼っていたペットを先日亡くし、業者に持っていったところ、置いておいていいと言われた。別の県の町では、ペット専用の斎場があるようで、市でも斃死したものとペットとの行き先をそれぞれ考えて欲しい。 |
| 大貫会長 | <ul style="list-style-type: none"> この意見についても事務局は参考として欲しい。 それでは、事務局から何かあるか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> 次回の審議会の開催予定だが、10月17日(水)午後2時から、14A会議室での開催を予定している。開催日程は再度皆様にご連絡するので、よろしくお願ひしたい。 |
| 大貫会長 | <ul style="list-style-type: none"> 以上を持って、「平成19年度第1回宇都宮市廃棄物減量等審議会」を終了する。 |